特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第105号

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和27年岩手県条例第7号)の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	(給与の額)	(給与の額)
	第3条 [略]	第3条 [略]
	2 前条第1項の通勤手当、寒冷地手当及び期末手当の額は、一般職の職	2 前条第1項の通勤手当、寒冷地手当及び期末手当の額は、一般職の職
	員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例(昭和28年岩	員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例(昭和28年岩
	手県条例第48号。以下「給与条例」という。)第38条第2項中「100分の	手県条例第48号。以下「給与条例」という。)第38条第2項中「100分の
	120」とあるのは「100分の137.5」と、「100分の135」とあるのは「 <u>100</u>	120」とあるのは「100分の137.5」と、「100分の135」とあるのは「 <u>100</u>
	<u>分の152.5</u> 」とする。この場合において、期末手当基礎額は、知事が別に	<u>分の157.5</u> 」とする。この場合において、期末手当基礎額は、知事が別に
	定める特別職の職員を除き、給与条例別表第1行政職給料表(以下「行	定める特別職の職員を除き、給与条例別表第1行政職給料表(以下「行
	政職給料表」という。)10級の職務にある職員の例による。	政職給料表」という。)10級の職務にある職員の例による。
	(給与に関する特例)	(給与に関する特例)
	第4条 県議会の議員に対しては、第2条第1項の規定にかかわらず期末	第4条 県議会の議員に対しては、第2条第1項の規定にかかわらず期末
	手当を支給するものとし、その額は、一般職の職員の例による。ただし	手当を支給するものとし、その額は、一般職の職員の例による。ただし
	、給与条例第38条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の137.5」	、給与条例第38条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の137.5」
	と、「100分の135」とあるのは「 <u>100分の152.5</u> 」とする。この場合にお	と、「100分の135」とあるのは「 <u>100分の157.5</u> 」とする。この場合にお
	いて、期末手当基礎額は、行政職給料表10級の職務にある職員の例によ	いて、期末手当基礎額は、行政職給料表10級の職務にある職員の例によ
	る。	る。
2	(給与の額)	(給与の額)
	第3条 [略]	第3条 [略]
	2 前条第1項の通勤手当、寒冷地手当及び期末手当の額は、一般職の職	2 前条第1項の通勤手当、寒冷地手当及び期末手当の額は、一般職の職
	員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例(昭和28年岩	員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例(昭和28年岩

手県条例第48号。以下「給与条例」という。) 第38条第2項中「100分の 120」とあるのは「100分の137.5」と、「100分の135」とあるのは「100 分の157.5」とする。この場合において、期末手当基礎額は、知事が別に 定める特別職の職員を除き、給与条例別表第1行政職給料表(以下「行 政職給料表」という。)10級の職務にある職員の例による。

(給与に関する特例)

第4条 県議会の議員に対しては、第2条第1項の規定にかかわらず期末 第4条 県議会の議員に対しては、第2条第1項の規定にかかわらず期末 手当を支給するものとし、その額は、一般職の職員の例による。ただし 、給与条例第38条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の137.5」 と、「100分の135」とあるのは「100分の157.5」とする。この場合にお いて、期末手当基礎額は、行政職給料表10級の職務にある職員の例によ る。

手県条例第48号。以下「給与条例」という。) 第38条第2項中「100分の 120」とあるのは「100分の140」と、「100分の135」とあるのは「100分 の155」とする。この場合において、期末手当基礎額は、知事が別に定め る特別職の職員を除き、給与条例別表第1行政職給料表(以下「行政職 給料表」という。)10級の職務にある職員の例による。

(給与に関する特例)

手当を支給するものとし、その額は、一般職の職員の例による。ただし 、給与条例第38条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の140」と 、「100分の135」とあるのは「100分の155」とする。この場合において 、期末手当基礎額は、行政職給料表10級の職務にある職員の例による。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例(表1の項の改正部分に限る。)による改正後の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の 規定は、平成26年12月1日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給 された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。